

### (3) 日立市市民活動災害補償保険について

#### 【日立市市民活動災害補償保険制度とは】

この制度は、市民が安心して市民活動を行えるように、日立市が市民団体や市民活動の指導者、参加者等を被保険者として保険料を負担し、保険会社と契約を締結して運営するものです。この保険は、事前の加入や登録の手続きは必要ありません。

#### 【対象となる市民活動とは】

市民団体等(市民により自主的に構成された団体や個人)が行う地域活動、社会教育活動、社会福祉活動、社会奉仕活動、青少年育成活動等で本来の職場を離れて自由意志のもとに行う継続的、計画的または臨時の公益性のある直接活動です。ただし、政治、宗教、営利を目的とする活動を除きます。(市の行う市民活動に類する事業で、市民が無報酬(実費弁済を除きます。)で参加する活動を含みます。)

なお、市内に住所を有しない方でも市民活動の構成員であれば対象とします。

主な活動内容は下表のとおりです。

	対象となる活動
地域活動	地域住民により組織された活動全般 (例：日立市コミュニティ推進協議会を構成する各コミュニティ組織の活動、町内会や自治会の活動など)
社会教育活動	社会教育法に準拠したスポーツ(危険度の高いものを除く)・文化などの活動や生涯学習活動 (例：各種球技大会、各種学習・講習会など)
社会福祉活動 社会奉仕活動	社会福祉援護活動や社会福祉施設援護活動 (例：ホームヘルプ、配食活動、施設慰問、送迎介助など)
青少年育成活動	青少年育成関連活動 (例：子供会活動や非行防止パトロール活動など)

#### 【原則として保険の対象から除く市民活動】

要項に定めるもののほか次のような活動は対象外となります。

①園児、児童、生徒を対象として学校行事、②危険度の高い祭礼、③山岳・海難救助ボランティア活動、災害救助ボランティア活動等の緊急時での活動、④森林ボランティア活動で野焼き・山焼きを行うものおよびチェーンソーを使用するもの、⑤銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動、⑥スポーツ、文化、レクリエーションなどの特定の目的で行う継続的な組織の活動、⑦個人の趣味や懇親を目的としたサークル活動

#### 【日立市市民活動災害補償保険の構成】

##### (1) 賠償責任補償

市民活動の指導者や参加者が、活動中に誤って第三者の身体、財物(市民活動のために第三者より借り入れた物、預かった物を含みます。)に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に対象となります。

##### (2) 傷害補償

市民活動の指導者や参加者が、活動中に急激かつ偶然、外来の事故により死亡または傷害(ケガ)を被った場合の事故が対象となります。なお、自宅と市民活動の通常の経路の往復の事故も対象となります。市民活動の観覧者や応援者などは対象となりません。

## 【日立市市民活動災害補償保険の補償内容】

### (1) 賠償責任補償

損害賠償の内容は次に掲げるものでその限度額は下表に定めるとおりです。

- ①治療費、休業補償、慰謝料等の損害賠償金
- ②損害の防止または軽減のために支出した費用
- ③訴訟、仲裁、調停等にかかる費用で保険会社の承認を得たもの

	支払い限度額	免責金額（1事故につき）
身体賠償	1名につき 6000万円 1事故につき 2億円	1万円
財物賠償	1事故につき 100万円	1万円
保管物賠償	限度額 100万円	1万円

### (2) 傷害補償

傷害事故にかかる補償については次の通りでその補償保険金は下表によります。

- ①死亡補償・・・当該事故の日から180日以内に死亡したとき。
- ②後遺障害補償・・・当該事故の日から180日以内に後遺障害を生じたとき。
- ③入院補償・・・当該事故の日から180日を限度とする。
- ④通院補償・・・当該事故の日から180日間のうち90日を限度とする。

補償の種類	補償保険金
死亡補償	200万円
後遺障害補償	程度により200万円の範囲内
入院補償	1日につき3,000円
通院補償	1日につき2,000円

## 【事故にあった場合の対応】

市民活動中に事故が発生し、保険の適用を受けようとする場合は速やかに市民活動課まで事故報告書を提出してください。内容を審査し、当該事故が保険対象であると判断したときはただちに市から保険会社へ通知することとなります。

## 【保険金の請求手続き】

### (1) 賠償事故の場合

損害賠償に関して被害者との間で示談が成立した後に、補償対象者が保険会社に保険金を請求して支払い手続きをとることとなります。

### (2) 傷害事故の場合

- ①死亡事故の場合は死亡した者の法定相続人が保険会社に請求して支払い手続きをとることとなります。
- ②後遺障害を生じたときは、傷害の状況が固定したとき、または事故の日から180日を経過したときに補償対象者が保険会社に保険金を請求して支払い手続きをとることとなります。
- ③入院または通院による治療を受けたときは入院または通院が終わったとき、または事故の日から180日を経過したときに、補償対象者が保険会社に保険金を請求して支払い手続きをとることとなります。

平成24年3月31日現在

**【問い合わせ先】** 日立市生活環境部市民活動課市民活動係 TEL 22-3111